

大阪大学外国語学部運営協議会規程

平成 19 年 7 月 18 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(設置)

第 1 条 大阪大学外国語学部（以下「外国語学部」という。）に、外国語学部の教育課程の円滑な実施に関して、関係部局の相互協力を図るため、外国語学部運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、外国語学部長の諮問に応じて、外国語学部の教育課程の円滑な実施のための教育体制その他必要な事項について審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 外国語学部長
- (2) 文学研究科長、人間科学研究科長、法学研究科長、経済学研究科長、言語文化研究科長及び国際公共政策研究科長
- (3) コミュニケーションデザイン・センター長及びグローバルコラボレーションセンター長
- (4) その他協議会が必要と認めた者

(議長)

第 4 条 協議会に議長を置き、外国語学部長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に支障のあるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 協議会の議事は、特に定める場合のほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 休職中の者及び海外渡航中の者は、第 1 項の定足数から除外することができる。

- 4 外国語学部長が適当と認めたときは、書面をもって委員の意見を求めることにより協議会の開催に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 協議会に関する事務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室で行う。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て外国語学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。